

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 このコーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）は、国際石油開発帝石株式会社（以下「当社」といいます。）グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を明らかにし、主体的な情報発信を行うことで、当社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現することを目的とします。

(経営理念及び基本的な考え方)

第2条 当社は、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献することを経営理念としております。この経営理念のもと、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的としてコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

第2章 ステークホルダーとの関係

第1節 株主等との関係

(株主総会)

第3条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の視点に立って、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、十分な環境整備等を行います。

2 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会の招集通知を会日の3週間前までを目安に発送するとともに、発送前に、当社ウェブサイト等へその内容を電子的に公表します。

3 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行います。

4 当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を行います。

5 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議等を行います。

(株主の権利の確保)

第4条 当社は、全ての株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮します。

2 当社は、株主総会において可決には至ったものの20%を超える反対票が投じられた会社提案議案があった場合、原因の分析等を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。

(資本政策の基本的な方針)

第5条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、収益力・資本効率を意識した効率的な経営の実践に努め、成長のための投資の継続、健全な財務体質の維持及び適切な株主還元の実現を図ります。

(政策保有株式に関する方針)

第6条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、良好な取引関係の維持、事業の円滑な推進及び事業機会の創出を図るため、株式の保有が必要と判断される法人に関しては、当該法人の株式を必要な範囲内で保有します。

2 当社は、取締役会において、毎年、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証します。その結果、保有の必要性が低下したと判断した場合には、縮減します。

3 株主総会の議決権行使に関しては、取締役会において剰余金の処分、取締役・監査役の選任、役員報酬、組織再編等、議案の内容に応じて確認すべき点を定めた上で、政策保有の目的及び投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか議案の妥当性を十分に検討し、賛否を判断します。

(買収防衛策等)

第7条 当社は、買収防衛策は導入していません。

なお、当社は、経済産業大臣に甲種類株式を発行しております。(別紙1参照)

(関連当事者間の取引、誓約書の提出)

第8条 当社は、取締役の競業取引、利益相反取引については、関係法令に従い、事前に取締役

会に承認を求め、事後に取締役会に報告します。また、主要株主との取引についても、取引の重要性やその性質に応じて取締役会に承認を求め又は報告します。

2 関連当事者との取引については、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、開示します。

3 当社は、当社取締役が会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識を持って経営に当たり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役に対して、これらの点を確認する「誓約書」の提出を求めます。

第2節 従業員との関係

(従業員との関係)

第9条 当社は、当社グループの役員及び従業員が一体となって働くための共通の基盤として、「INPEX バリュー」を定め、日々の業務遂行に当たり具体的な行動を通じてバリューを体現することを求めます。

2 当社は、当社グループの業務を遂行する上で、例外なく全ての役員及び従業員が、適用ある法令、社内規程等に加え、守らなくてはならない「行動基本原則」を定めます。また、全ての役員及び従業員に対して、この原則を正しく理解するとともに、この原則に反する行為が発生した場合、又は予見される場合は、上司や関係部署に報告・相談し、適切な措置をとることを求めます。

3 当社は、「社内窓口」と「社外窓口（社外の弁護士）」の2つの内部通報窓口を設けることにより、コンプライアンス違反行為又はその恐れを当社グループにおいて速やかに認識して当社グループのリスクを極小化し、もってコンプライアンスを誠実に実践する公正な経営を実現するため内部通報制度を整備します。

第3節 顧客・取引先・地域社会等との関係

(顧客・取引先・地域社会等との関係)

第10条 当社グループの社会的責任は、環境や社会に配慮しながらエネルギーを安定的かつ効率的に供給することを通じて、豊かな社会づくりに貢献することです。当社は、グローバル企業としての責任ある経営体制の構築に努めるべく、CSR 委員会を設置し、CSR 経営を持続的に強化するための取組みを進めます。

CSR 経営の推進に当たっては、事業にかかわる多様なステークホルダーとのコミュニケーションを重視しその関心を踏まえた適切な協働に努めます。

2 当社は、ステークホルダーからの関心に配慮しつつ、その事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献するため、「CSR 重点テーマ」を定め、優先的に取り組むとともに、積極的な情報開示を行います。

第3章 情報開示の充実

(情報開示の基準)

第11条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社グループの内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、開示します。

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示します。

3 当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

第1節 機関設計

(機関設計)

第12条 当社は、当社経営理念に基づき、継続的かつ安定的な事業運営を実現するため、取締役による業務執行を監査役が監査する監査役会設置会社の機関設計を採用します。

2 当社は、急速に変化する経営環境及び業容の拡大に的確・迅速に対応するため、業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入し、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図ります。

3 当社は、取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置します。同委員会は、代表取締役社長を含む委員 4 名以上で構成し、かつその半数以上は独立社外取締役を含む社外役員とします。

4 当社は、経営に関連する国内外の政治経済、エネルギー情勢、CSR 分野等の諸課題について

国内外の有識者から多面的かつ客観的な助言・提言を得、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、取締役会の諮問機関として経営諮問委員会を設置します。

第2節 取締役会

(取締役会の役割・責務)

第13条 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレートガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性・透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務とします。

2 取締役会は、経営理念、企業戦略等経営の基本方針を策定した上で、重要な業務執行の決定を行います。

3 取締役会は、業務執行に係る意思決定が機動的に行われることを確保するため、法令、定款及び社内規程に基づき、前項の業務執行の決定以外の決定を適切に取締役及び執行役員に委任するとともに、実効性の高い監督を行います。

(経営戦略及び経営計画)

第14条 当社は、当社の戦略的な方向付けを行うべく、取締役会において経営戦略及び経営計画として「ビジョン」及び「中期経営計画」を策定し、公表します。

2 前項のビジョン及び中期経営計画の策定・公表にあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標及びそれらの実現のための事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等について、株主に分かりやすく説明します。

3 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画の実現に向けて最善の努力を尽くすとともに、目標が未達となった場合は、その原因及び当社が行った対応の内容を十分に分析の上、株主に説明し、次期以降の計画に反映させます。

(取締役会の構成)

第15条 当社の取締役会の人数は、3名以上16名以内とし、そのうち複数名の独立社外取締役を置きます。

2 当社の取締役は、グローバルな経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化するため、取締役の任期を1年とします。

3 取締役会は、知識・経験・能力のバランスをとるとともに、多様性にも配慮した構成としま

す。

(取締役会の運営)

第 16 条 当社の取締役会議長は、各取締役からの提案及び意見を踏まえ、あらかじめ、翌年の取締役会において議題とすべき事項及び取締役会開催日程の予定を通知します。

2 取締役会は、原則として毎月 1 回開催します。

3 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付するようにします。

(内部統制)

第 17 条 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

2 取締役会は、前項の体制を適切に構築し、その運用が有効に行われているか否かを監督します。

(取締役会全体の実効性に関する分析・評価等)

第 18 条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

第 3 節 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の役割・責務)

第 19 条 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うとともに、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べる等、能動的・積極的に権限を行使します。

(監査役会の構成)

第 20 条 当社の監査役会の人数は、3 名以上 5 名以内とし、そのうち過半数の社外監査役を置きます。

(監査役及び監査役会と会計監査人、内部監査部門及び社外取締役との関係)

第 21 条 監査役及び監査役会は、次に掲げるとおり会計監査人、内部監査部門及び社外取締役

と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保します。

(1) 会計監査人との連携

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に及び随時に会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の中間報告を会計監査人から受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにします。

監査役会は、会計監査人候補を適切に選定し、評価するための基準を策定し、求められる独立性と専門性について確認します。

(2) 内部監査部門との連携

常勤監査役は、適宜内部監査の状況について報告を受ける等、内部監査部門と日頃より連携を密にします。また、内部監査部門が実施した内部監査及び内部統制評価の状況について、定期的に監査役会に報告します。

(3) 社外取締役との連携

監査役及び監査役会は、社外取締役との連携を確保するため、適切な意見交換の場を設けます。

第4節 会計監査人

(会計監査人)

第22条 当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行います。

第5節 取締役及び監査役

(受託者責任)

第23条 取締役及び監査役は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社や株主共同の利益のために行動します。

(取締役等)

第24条 当社は、当社事業に関する知識・技術並びに国際的な経験を有し、業務に精通した社内出身者に加え、資源・エネルギー業界や財務・法務その他の分野において、企業経営経験者、学識経験者又はその他の専門家等として、豊富な経験と幅広い見識を有する社外の人材を、各々取締役候補者として選定します。

2 当社は、取締役の候補者を、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて、取締役会において決定し、選任理由を開示します。

3 当社は、取締役が法令・定款違反をしたとき、その他職務を適切に遂行することが困難と認められたときは、指名・報酬諮問委員会における審議・答申に基づき、取締役会においてその審議結果を勘案した上で、取締役に関してはその解任案を、代表取締役社長等に関してはその解職をそれぞれ決定することとしています。なお、上記の手続きは法令・定款等の規定に従って行います。

4 当社は、執行役員について、当社の業務に精通し、その職責を全うすることのできる者を、取締役会において選任します。

(独立社外取締役)

第 25 条 独立社外取締役は、独立した立場から、自らの知見に基づく助言、経営の監督、利益相反取引の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させます。

(取締役等の報酬)

第 26 条 取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて、株主総会で承認された内容及び金額の枠内で、取締役の報酬を決定します。

2 取締役及び執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬から構成します。月額報酬は、役位ごとの職務内容を踏まえて支給し、賞与は、中長期的な視点から会社業績等を踏まえて支給します。株式報酬は、中長期的な当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役及び執行役員の企業価値増大への貢献意識及び株主価値最大化への貢献意欲を一層高めることを目的に、役位等に応じて当社株式等の交付等を行います。また、社外取締役の報酬は、固定報酬からなる月額報酬のみとします。

(監査役)

第 27 条 当社は、業務執行者から独立した立場で公正不偏の態度を保持し、高い見識を有する人材を監査役候補者として選定します。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を 1 名以上選任します。

2 当社は、監査役の候補者を、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定し、選任理由を開示します。

(独立性基準)

第 28 条 社外取締役及び社外監査役の独立性基準は、「社外役員の独立性に関する基準」(別紙 2 参照)により定めます。

(兼任)

第 29 条 取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲にとどめるとともに、その兼任の状況を毎年開示します。

(情報入手と支援体制)

第 30 条 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めます。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うようにします。

2 当社は、取締役・監査役の支援体制として人員面を含む必要な体制を整えるとともに、取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供ができているかどうかを確認します。

3 当社は、各監査役及び監査役会がその職務を適切に遂行することができるよう、専任者からなる監査役事務局を設置します。

4 取締役及び監査役の職務の執行に必要と認められる場合は、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。

(後継者計画)

第 31 条 当社は、代表取締役社長等の後継者計画が、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要課題であると認識し、代表取締役社長等に求められる資質、育成計画等について、指名・報酬諮問委員会において審議し、その結果を取締役に答申します。

(トレーニング方針)

第 32 条 当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たせるよう、新任者には当社の事業、経営戦略等の重要な事項につき説明し、また、各取締役及び各監査役には必要なトレーニング（専門家による研修、現場視察等）の機会を提供します。

第 5 章 株主との建設的な対話

(株主との建設的な対話)

第 33 条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進します。また、このための体制整備・取組みに関する方針(別紙 3 参照)を策定し、公表します。

第6章 雑則

(改廃)

第34条 本基本方針の改正・廃止は、取締役会の決議を経て行います。

以上

平成27年11月27日 制定、施行

平成29年6月27日 改定

平成30年5月10日 改定

平成30年6月26日 改定

平成30年11月26日 改定

(別紙1)

甲種類株式について

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンス及び高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

当社は、こうした基本方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないように、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i) 取締役の選解任、ii) 重要な資産の全部又は一部の処分等、iii) 当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、iv) 統合、v) 資本金の額の減少、vi) 解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要とされております。但し、i) 取締役の選解任及びiv) 統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。

甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、したがって甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成 20 年経済産業省告示第 220 号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

(別紙 2)

社外役員の独立性に関する基準

当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断している。

- 1 当社の主要株主（直接又は間接に 10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者
- 2 当社を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
- 3 当社の主要な取引先（*2）又はその業務執行者
- 4 当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去 3 年平均で、年間 1000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 当社又はその子会社の会計監査人（当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。）
- 6 当社又はその子会社から、過去 3 年平均で、年間 1000 万円を超える寄附又は助成を受けている者（ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去 3 年平均で、年間 1000 万円又は当該団体の年間総費用の 30%のいずれか大きい額を超える団体の理事その他業務を執行する役員。）
- 7 直近 3 年間に於いて、上記 1 から 6 のいずれかに該当していた者
- 8 次の (1) から (4) までのいずれかに掲げる者（重要でない者（*3）を除く。）の二親等以内の親族
 - (1) 上記 1 から 7 のいずれかに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (4) 直近 3 年間に於いて上記 (2) 若しくは (3) 又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合に於ては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- 9 前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高が当該取引先の連結売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。

*2 「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会

社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結売上高等が当社の連結売上高の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。

- *3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1 から 3 の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4 及び 5 の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）を想定している。

(別紙 3)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

・当社は、株主・投資家による、当社が発行する有価証券の投資判断に必要かつ十分な会社情報を適時・適切・公平に開示すること、また当社を取り巻く全てのステークホルダーの皆さまに当社の事業活動をよりご理解いただくため、広報活動を充実させることを基本方針とします。

・金融商品取引法（その関連法令を含みます。以下同じ。）及び東京証券取引所の規則を遵守し、適切に情報開示（法定・適時開示）を行います。また、金融商品取引法及び東京証券取引所の規則により開示が求められない情報であっても、株主・投資家による投資判断に重要と判断する情報については、守秘義務の制約がある場合、競争上会社に不利益となる場合等開示することが適切でない場合を除いて積極的に開示します。

・当社は、適時開示に係る情報取扱責任者として経営企画本部長を指名し、また、適時開示の実務に係る担当部門として広報・IRユニットを設置しています。

当社の適時開示の対象となる情報の開示手続は以下のとおりです。

- 1 経営企画本部長及び広報・IRユニットは、開示対象となる情報（決定事実、発生事実、決算情報等）を網羅的に収集し、適切な時期に投資者の公平性等に留意しつつ公表することに努めることとしております。
- 2 上記を担保するため、社内規程である会社情報開示規程により、社内の全部門及びグループ会社に対して、重要な情報の決定・発生が見込まれる場合には、速やかに広報・IRユニットを通じて経営企画本部長に対し報告することを定めております。併せてグループ会社に対しては、社内規程であるグループ経営管理規程において、当社の事前承認を必要とする事項や都度報告を行うべき事項を定めております。
- 3 収集された情報は、社内規程である職務権限規程に従い、取締役会決議事項の開示については取締役会において、それ以外の開示については経営会議において決議した上で、経営企画本部長の指示により、広報・IRユニットが開示を行います。発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、社長の承認をもって開示いたします。
- 4 社内規程である内部者取引防止規程に従い、社内の重要な情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。
- 5 社長直轄の監査ユニットは、内部監査及び内部統制報告制度に基づく評価を通じて、適時開示体制の整備・運用状況をチェックします。

・当社は、機関投資家に対して、決算説明会を開催し、当社の事業概要、経営戦略、決算内容等

の説明を行うほか、ワンオンワンの個別取材、グループミーティング、海外 IR 等年間を通じて市場との密接な対話と適切な情報開示を実施します。

また、中長期の視点で建設的な対話のできる株主（いわゆる実質株主を含みます。）との間の信頼関係を構築するための対話を実施します。

さらに、個人投資家に対して、証券会社等が主催する IR フェアや証券会社の支店等において説明会も実施します。

- ・当社は、対話において把握した株主・投資家の意見・懸念について、経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックを実施します。

以上